三　対象美術品の運搬に当たっては、次によること。

イ　対象美術品の搬出入等の作業を行う場合には、次によること。

(一)　美術品の搬出入等について知識及び経験を有する学芸員その他の者を当該作業に立ち会わせ、その作業に従事する者を指揮監督させること。

(二)　美術品の点検及び修復について知識及び経験を有する学芸員その他の者に対象美術品の状態を確認させるとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

ロ　対象美術品の約定評価額総額に応じて二回以上に分けて運搬を行うこと。

ハ　道路上を走行する場合には、美術品を運搬するための専用の車両を使用すること。

三　前二号に掲げるもののほか、対象美術品の損害の防止のために文部科学大臣が必要と認める措置を講ずること。

（業務の委託）

第八条　展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令第四条第三号の文部科学省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　補償金の支払の請求に係る書類の確認及び補正の指示

二　補償金の額の算定

三　政府が支払うべき補償金の送金

四　前各号に掲げるもののほか、補償金の支払に関し必要な業務のうち軽微なもの

（補償金の額の算定方法）

第九条　法第四条第三項の文部科学省令で定めるところにより算定する対象美術品ごとの補償金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第四条第一項第一号に掲げる場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）における通常損害（補償対象損害のうち特定損害に該当するもの以外の損害をいう。以下この号において同じ。）が生じた対象美術品ごとの補償金の額　法第四条第一項第一号に定める額（当該額が補償上限額を超える場合にあっては補償上限額）に当該対象美術品について生じた通常損害の額が当該補償契約に係る対象美術品について生じた通常損害の額の合計額に占める割合を乗じて得た額

二　法第四条第一項第二号に掲げる場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）における特定損害が生じた対象美術品ごとの補償金の額　法第四条第一項第二号に定める額（当該額が補償上限額を超える場合にあっては補償上限額）に当該対象美術品について生じた特定損害の額が当該補償契約に係る対象美術品について生じた特定損害の額の合計額に占める割合を乗じて得た額

三　法第四条第一項第一号及び第二号に掲げる場合のいずれにも該当する場合における補償対象損害が生じた対象美術品ごとの補償金の額　法第四条第一項第一号及び第二号に定める額の合計額（当該額が補償上限額を超える場合にあっては補償上限額）に当該対象美術品について生じた補償対象損害の額が当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害の額の合計額に占める割合を乗じて得た額

（外国通貨による支払等）

第十条　対象美術品の約定評価額を外国通貨で定めた場合における補償金の支払は、当該外国通貨で行うものとする。

2　前項の場合における法第四条及び第五条の規定の適用に係る当該外国通貨と本邦通貨との間の換算は、補償契約締結時の外国貿易換算率（予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百十四条の規定に基づいて財務大臣が定める外国貨幣換算率をいう。）を用いて行うものとする。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

告　示

○総務省告示第二百五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十三年五月三十一日

総務大臣　片山　善博

政治団体の収支報告書の要旨（単位　円）

平成17年分

〔**その他の政治団体**〕

國祥塾總本部

報告年月日　23. 1.24

1　収入総額	0
2　支出総額	0

政治結社長州塾

報告年月日　18.10. 3

1　収入総額	2,372,474
本年収入額	2,372,474
2　支出総額	2,372,474
3　本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	2,340,000
機関紙発行	2,340,000
借入金	
小田島洋之	32,474
4　支出の内訳	32,474
経常経費	1,692,994
光熱水費	354,889
備品・消耗品費	843,182
事務所費	494,923
政治活動費	679,480
組織活動費	60,000
機関紙誌の発行その他の事業費	619,480
機関紙誌の発行事業費	225,912
宣伝事業費	393,568
5　資産等の内訳	
(動産)	
自動車(1台)	1,200,000 15. 7. 1
(借入金)	
小田島洋之	1,281,045

平成18年分

〔**その他の政治団体**〕

國祥塾總本部

報告年月日　23. 1.24

1　収入総額	0
2　支出総額	0

政治結社長州塾

報告年月日　19. 2.19

1　収入総額	
本年収入額	2,415,200
2　支出総額	2,415,200
3　本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	2,300,000
機関紙発行	2,300,000
借入金	
小田島洋之	115,200
4　支出の内訳	115,200
経常経費	1,390,455
光熱水費	266,382
備品・消耗品費	119,506
事務所費	1,004,567
政治活動費	1,024,745
組織活動費	84,060
機関紙誌の発行その他の事業費	820,685
機関紙誌の発行事業費	205,757
宣伝事業費	614,928
寄附・交付金	120,000
5　資産等の内訳	
(動産)	
自動車(1台)	1,200,000 15. 7. 1
(借入金)	
小田島洋之	1,396,245

平成19年分

〔**その他の政治団体**〕

國祥塾總本部

報告年月日　23. 1.24

1　収入総額	0
2　支出総額	0

政治結社長州塾

報告年月日　20. 6.18

1　収入総額	
本年収入額	1,271,624
2　支出総額	1,271,624
3　本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,270,000
機関紙発行	1,270,000
借入金	
小田島洋之	1,624
4　支出の内訳	1,624
経常経費	794,164
光熱水費	279,879
備品・消耗品費	96,389
事務所費	417,896
政治活動費	477,460
組織活動費	40,000
機関紙誌の発行その他の事業費	437,460
機関紙誌の発行事業費	159,280
宣伝事業費	278,180
5　資産等の内訳	
(動産)	
自動車(1台)	1,200,000 15. 7. 1
(借入金)	
小田島洋之	1,397,869